

県民意見提出制度運営要綱及び実施細則改正案について

1 改正の趣旨

平成22年3月に策定した新行政改革大綱の改革項目の中に「パブリックコメントの拡充」が挙がっている。内容は、主要な計画や条例を制定する際に県民意見を募るパブリックコメントについて、計画や条例など主要な政策に係る方針・原案などを検討する早い段階においても拡充しパブリックコメントを実施することができる仕組みを整えるというものであり、これに基づき仕組みを整備する。

2 現状

県民意見提出制度運営要綱第7条第3項において、「・・・原案等の立案段階において、その方向を見い出すことを目的として、本手続に準じた手続を実施することができるものとする。」としており、既に原案等の立案段階においてもパブコメを実施することは可能。

しかし、実際に実施した事例は、H12年度の要綱制定以来3件のみ

H12年度「環境基本計画」(環境政策課)

H17年度「県民意見提出制度運営要綱」(県民センター)

H22年度「第14次群馬県総合計画」(企画課)

3 改正点

30日以上とることとされている意見の募集期間を実施主体の判断に任せ、より利用しやすいものとする。

4 今後の方針

平成24年度4月1日施行

「原案等の立案段階」における手続の実施件数の増加に向けて関係所属へ周知を行い、積極的に利用してもらうよう働きかける。

新行政改革大綱では、今年度に仕組みづくりを行い、平成24年度実施、25年度までに4件以上を目標としている。

5 改正案

次ページ参照

5-1 「群馬県県民意見提出制度運営要綱」の改正案

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く県民の意見（情報を含む。以下同じ）を求めるとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う県民意見提出制度（以下「本制度」という。）に関して、必要な事項を定めることによって、政策形成の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した県政の推進に資することを目的とする。

(コメント)

案の内容についての考えをいうのみならず、案の内容に関連する事柄の知らせにとどまるものについても考慮の対象とすべきという趣旨である。

現状においても、意見に限ることなく情報についても受け付けているが、確認のため追加した。

第2章 手続等

(原案等の公表)

第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行うまでの間に、原案等（政策等を定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の題名
 - (2) 政策等の原案等に対する意見募集の開始日、終了日
 - (3) 政策等の原案等の入手方法
 - (4) 結果の公表予定時期
- 2 前項の規定により公表する政策等の原案等は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ当該政策等を定める根拠となる法令等及び規則（第4項において「根拠法令等」という。）がある場合はその名称及び条項を明示するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に係るものについては、その原案等の立案段階において、その方向を見い出すことを目的として、本手続に準じた手続を実施することができるものとする。この場合において、意見の募集期間については、実施主体は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該意見を提出するために必要な時間等を勘案して公表時に明示するものとする。
- 4 前項の規定により、本手続に準じた手続を実施した場合は、内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施するものとする。

(コメント)

運営要綱第11条第1項「意見の募集期間は、原案等の公表の日から起算して30日以上とし、」、同条第2項「やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができる。・・・その理由を明らかにするものとする。」とあり、行政手続法第40条第1項（意見提出期間の特例）の趣旨に則り、30日を下回る期間を定めた場合は、その「やむを得ない理由」について明示することを義務付け、実施主体の恣意的判断の有無の検証の機会を担保している。

しかし、「原案等の立案段階」においてまで、30日以上の募集期間を設定することは、手続の迅速性に欠け、また、再度本手続を実施することとなっている点からも冗長。

そこで、募集期間の設定を実施主体の判断に任せ、積極的・柔軟に運用してもらうことをねらいとした。

5－2 「群馬県県民意見提出制度実施細則」の改正案

5 原案等の公表について

(1) 公表の時期について

案件によって、早い段階で公表をするのが適当なものもあれば、最終の段階で公表をするのが適当なものもあるが、公表をする政策の原案等は、原則として具体的かつ明確な内容のものとする。

なお、具体的な内容になる前の段階でも要綱第7条第3項の規定によって行うことができるものとする。これは、より早期の段階から、政策形成における民意の反映の機会を確保し、専門的知識を踏まえた意見を県民から募る情報収集を目的とする趣旨である（ただし、内容が具体的かつ明確なものになった段階で再度本手続を実施することが必要となる）。また、審議会への諮問等が義務づけられているものについては、提出された意見を踏まえた答申等が行われるよう、実施時期の調整に努める（ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる）。

(コメント)

原案等の立案段階からの民意の反映機会の確保と、より広く、多角的な意見を募る情報収集という、両面の趣旨である旨を追加した。

9 意見の募集期間について

期間を長く設定することにより、多くの意見を聴取できるメリットがある反面、迅速性が失われるデメリットも出てくる。一方で行政手続法で定められた意見公募手続とのバランスも考慮して、意見等の募集期間は、原則として30日以上の日数（初日算入とする。）で、実施主体が案件に応じて適宜設定し、原案等の公表時に明示することとする。

また、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができるものとする。この場合においては、当該政策等の原案等の公表の際その理由を明らかにする。

ただし、要綱第7条第3項の規定による本手続に準じた手続を実施する場合においては、意見募集の迅速性を重視し、実施主体のより積極的な運用を期待するため30日を下回る募集期間を設定できるものとする。

なお、募集期間を経過してから提出があった意見等の取扱いについては、実施主体の判断による。

(コメント)

「30日以上」という縛りを緩め、実施主体の積極的な運用を期待する趣旨であることを追加した。

新旧对照表

| 新(改正後) | 旧(現行) |
|--|--|
| 第1章 総則 (目的) この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く考慮するため、県民の意見（情報）を含む。（以下同じ） | 第1章 総則 (目的) この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く考慮するため、県民の意見（情報）を含む。（以下同じ） |
| 第1条 第1項の立案に当たる際は、その目的、内容その他の必要あることを求めることと定めることとする。 | 第1条 第1項の立案に当たる際は、その目的、内容その他の必要あることを求めることと定めることとする。 |
| 第2章 手続等 (原案等の公表) 第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行ううまでをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を示すものとする。 | 第2章 手續等 (原案等の公表) 第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行ううまでをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を示すものとする。 |
| 第3章 政策形成の過程による事項を定める規定 | 第3章 政策形成の過程による事項を定める規定 |
| 第1章 総則 (目的) この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案に当たる際は、その目的、内容その他の必要あることを求めることと定めることとする。 | 第1章 総則 (目的) この要綱は、群馬県（以下「県」という。）が行う重要な政策立案に当たる際は、その目的、内容その他の必要あることを求めることと定めることとする。 |
| 第2章 手續等 (原案等の公表) 第7条 本手続を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行ううまでをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を示すものとする。 | 第2章 手續等 (原案等の公表) 第7条 本手續を経て政策等を定める実施主体は、最終的な意思決定を行ううまでをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を示すものとする。 |
| 第3章 政策形成の過程による事項を定める規定 | 第3章 政策形成の過程による事項を定める規定 |

「県民意見提出制度実施細則」 新旧対照表

| 新(改正後) | 旧(現行) |
|---|--|
| 5 原案等の公表について (1) 公表の段階が適切なものが適切なものが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた内容を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 | 5 原案等の公表について (1) 公表の段階が適切なものが適切なものが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 |
| 9 意見の募集期間について (1) 案件によって、早い段階で公表をするのが適切なものもあるが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 | 9 意見の募集期間について (1) 案件によって、早い段階で公表をするのが適切なものが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 |
| 9 意見の募集期間について (1) 案件によって、早い段階で公表をするのが適切なものが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 | 9 意見の募集期間について (1) 案件によって、早い段階で公表をするのが適切なものが、公表をするものとする。この場合、原則として具体的な内容を踏まえた公表をするものとする。これにより早期の段階から、専門的知識を踏まえた公表をする機会を確保し、専門的趣旨である(ただし、内容が具体的かつ明確なものになつた段階で再度本手続を実施することが必要となる)。審議会への諮問等が義務づけられているものについては、実施時期の調整による実施することもできる。 政策形成における民意の反映を目的とした段階で再度本手続を実施することもできる(ちなみに、審議会自身が本手続に準じて実施することもできる)。 |

情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示（1条）するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

開示情報の拡大（5条・6条）

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。
(例)不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

情報提供制度の充実（25条）

手数料の見直し（16条）

開示請求手数料を原則として廃止等。

開示決定等の期限の短縮（10条）

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

不開示決定のみなし規定（10条・11条）

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができるなどし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

不開示決定における理由付記（9条）

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化】

内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上（18条、21条、27条、28条）
不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の勧告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。

情報公開法の移管（総務省→内閣府）（内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条）

情報公開訴訟の抜本的強化（22条・23条・24条）

・原告の普通裁判所所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(高裁所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))
・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容等を分類 整理した資料(データン・インテックス)の作成及び提出を求める手続を導入。
・裁判所が、当事者を立ち会わせずにを行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

※ 施行期日：法の公布から2年以内で政令で定める日

「オープンガバメントの実現)
「国民の知る権利」の保障